警察共済組合定款の一部変更について

警察共済組合定款の一部を次のように変更する。

令和８年３月17日

警察共済組合理事長　髙綱　直良

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

変更後	変更前
（資金の繰入れ） 第28条　［略］ ⑴　短期経理　2,150円 ⑵　厚生年金保険経理　1,863円 ⑶　退職等年金経理　1,203円 附　則 ８　［略］	（資金の繰入れ） 第28条　［略］ ⑴　短期経理　1,910円 ⑵　厚生年金保険経理　1,726円 ⑶　退職等年金経理　1,350円 附　則 ８　［略］

［略］	［略］	［略］
第28条	⑶　退職等年金経理　1,203円	⑶　退職等年金経理　1,203円 ⑷　経過的長期経理　191円

［略］	［略］	［略］
第28条	⑶　退職等年金経理　1,350円	⑶　退職等年金経理　1,350円 ⑷　経過的長期経理　168円

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この変更は、令和８年４月１日から施行する。

警察共済組合定款の一部変更について

警察共済組合定款の一部を次のように変更する。

令和８年３月26日

警察共済組合理事長　髙綱　直良

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

変更後	変更前
（掛金額及び地方公共団体等の負担金額） 第24条　［略］ 表　標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に乗じる数値	（掛金額及び地方公共団体等の負担金額） 第24条　［略］ 表　標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に乗じる数値

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合				標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合			
	短期給付			福祉事業	短期給付			福祉事業
	短期分	介護分	子ども・子育て支援分		短期分	介護分	子ども・子育て支援分	
一般組合員 短期組合員 特定警察組合員	1,000分の49.68	1,000分の9.27	1,000分の1.15	1,000分の1.32	1,000分の49.68	1,000分の9.27	1,000分の1.15	1,000分の1.32

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員 短期組合員 特定警察組合員	1,000分の49.68	1,000分の7.94	1,000分の1.32	1,000分の49.68	1,000分の7.94	1,000分の1.32